

2012年9月25日 全7頁

国外財産調書制度の見直しを要望

国内金融機関で管理される有価証券は対象から除くよう要望

金融調査部
鳥毛拓馬

[要約]

- 金融庁は、2012年9月7日に2013年度税制改正要望項目（以下、要望）を公表した。本稿では、要望のうち「日本版ISAの恒久化等」、「金融所得課税の一体化」及び「教育投資のための世代間資産移転促進に関する非課税措置の創設」以外の主な要望項目について概説する（これらの項目のレポートについては既に公表済みである）。
- 要望では、国外財産調書制度の見直しとして、「国外財産」とされる有価証券の範囲から、「国内金融機関において管理されるもの」を除外することを求めている。要望が実現すれば、わが国の投資家が国内の証券会社、銀行などの金融機関を通じて購入した、外国株式、外国株式投資信託、外国債券、外国公社債投資信託などを合計5,000万円以上保有していても国外財産調書を提出する義務はなくなることとなる。

1. はじめに

金融庁は、2012年9月7日に2013年度税制改正要望項目（以下、要望）を公表した。本稿では、要望のうち「日本版ISAの恒久化等」、「金融所得課税の一体化」及び「教育投資のための世代間資産移転促進に関する非課税措置の創設」以外¹の主な項目について概説する。

2. 特定口座の利便性向上等に向けた措置

要望では、現在、特定口座の預け入れが法律上認められていない上場株式等について、特定口座への預け入れを可能とする措置を講ずることを求めている。具体的には、以下に掲げる上場株式等が挙げられている。

・法人の合併等により交付を受ける上場転換社債型新株予約権付社債

¹ 日本版ISAなどに関する金融庁の2013年度税制改正要望については、拙著「日本版ISA 恒久化を要望<訂正版>」（2012年9月19日）<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/12091901tax.html>を参照。

- ・ 株式投資信託等の受益権の分割または併合により新たに取得する受益権
- ・ 外国法人が行う組織再編等により取得する上場株式
- ・ 自社株等を対価とする TOB において TOB 対象会社の株主が交付を受ける上場株式

そのほか、特定口座内に上場株式等の残高がなくなってから 2 年経過した場合に、その年の年末に特定口座が廃止されたものとみなされる、いわゆる「みなし廃止制度」を廃止すること、特定口座開設届出書等について電磁的方法による届け出を可能とすること、が要望されている。

3. 上場会社の組織再編等における個人株主の課税方法の簡素化等

現行税制においては、企業の組織再編時等における課税関係が複雑であり、資産形成を行っている一般の個人投資家等は過度な税務負担を強いられている。

そこで、要望では、上場株式の組織再編等において、以下の税制措置を講ずるとしている。

- ・ 国内の個人株主が、株式のみの交付を受ける場合は、課税の繰延べを認めること
- ・ 国内の個人株主が、株式と金銭の交付を受ける場合は、当該資産の交付を譲渡所得とすること
- ・ 国内の法人株主が受け取る組織再編時に係るみなし配当については、（所得税の）源泉徴収を不要とすること

4. 国外財産調書制度の見直し

国外財産調書制度とは、年末時点で合計 5,000 万円以上の国外財産を有する居住者に対し、翌年 3 月 15 日までに国外財産調書の提出を義務付けるものであり、2012 年度税制改正で創設された。2014 年 1 月 1 日以後に提出すべき国外財産調書について適用されることになっている。

この制度は、わが国の税務当局の執行管轄権の制約があるなど国内財産と比べ把握体制が脆弱な国外財産に係る情報把握の強化を目的として措置されたものである。

現行規定では、わが国税務当局の執行管轄権の制約がない「国内金融機関において管理される外国有価証券」についてもその報告対象とされている。すなわち、わが国の投資家が国内の証券会社、銀行などの金融機関を通じて購入した、外国株式、外国株式投資信託、外国債券、外国公社債投資信託などを保有している場合で、その合計額が 5,000 万円以上である場合には、国外財産調書を提出する義務が生ずるのである。

したがって、制度趣旨にそぐわない報告義務が課されることにより、投資家に過大な負担が生じる懸念があるとされている。

そこで、要望では、「国外財産」とされる有価証券の範囲から、「国内金融機関において管理されるもの」を除外することを求めている。

5. 公社債市場活性化に向けた措置

(1) 海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化等

現行税制では、海外投資家（非居住者、外国法人）が受領するわが国で発行された社債等の利子、償還差益は、一定の要件を満たした場合、非課税となっている。この措置は、時限措置であり、2013年3月31日が期限となっている。

要望では、この期限を撤廃し、恒久化することを求めている。要望では、本制度が恒久化されることにより、海外投資家による振替社債等の保有残高が増加すれば、わが国の発行体が発行する債券の投資家層の厚みが増すとしている。

(2) 日本版レベニュー債の拡充

レベニュー債とは、元利償還の原資を特定の公益事業等の収入に限定して発行される地方債のことでその利子が公社等の利益に連動するものである。米国においては、2009年時点で、地方債の約6割を占めている。日本版レベニュー債は、住宅、水道、高速道路等のインフラを整備する資金を調達する目的で地方公共団体の傘下の公社等により発行されることが想定されている。

昨年の2012年度税制改正では、東日本大震災の被災地の地方公共団体の資金調達支援の観点から、被災地限定で、日本版レベニュー債に対する、海外投資家の受取利子等の非課税制度が導入された。

今般の要望では、日本版レベニュー債に対する海外投資家の受取利子等の非課税制度の適用を、東日本大震災の被災地の地方公共団体に限定せず、全国に拡大することを求めている。

6. 国際課税原則の見直し（総合主義から帰属主義への変更）

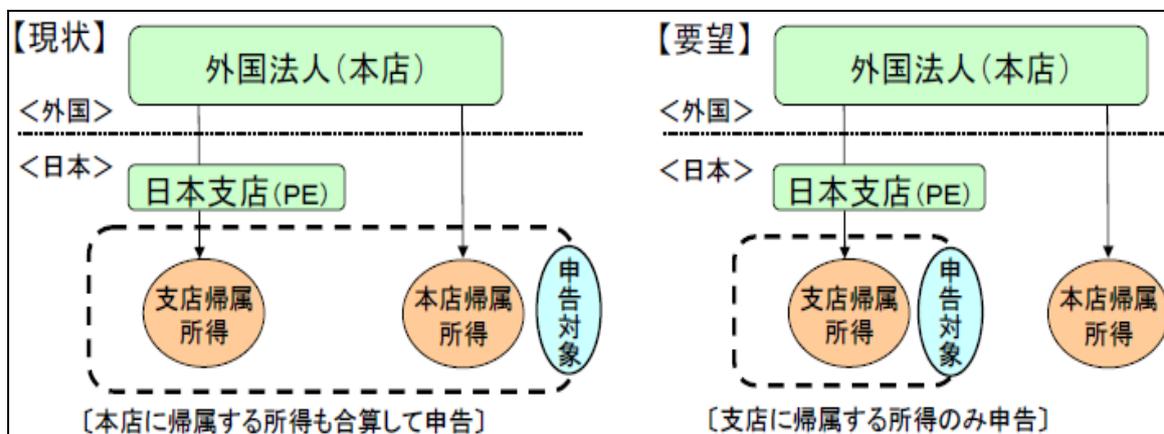
国際課税原則については、経済協力開発機構（OECD）加盟国のほぼ全てにおいて、外国法人等が国内に恒久的施設（Permanent Establishment 以下、PE）を有する場合、PEに帰属する所得のみが申告対象とされている（帰属主義）。

しかしながら、わが国においては、外国法人等が国内にPEを有する場合、PEに帰属しているか否かを問わず、すべての国内源泉所得について申告が必要である（総合主義）。

このような税制はグローバル・スタンダードから乖離しており、対内投資の阻害要因となっている状況であると言われている。

そこで要望では、外国法人等の申告対象を PE に帰属する所得に限定することを求めている。昨年の 2012 年度税制改正要望に引き続いて要望されているものである。

図表 1 国際課税原則の見直し



(出所) 金融庁、平成 24 年度税制改正要望項目

7. 自動発注サーバに係る非課税措置の創設

現行では、海外投資家が、わが国で有価証券等の売買を自動的に発注するサーバ（以下、自動発注サーバ）を所有し、有価証券等の売買の自動発注を行う場合、当該サーバは恒久的施設（PE）とされる可能性がある。したがって、海外投資家は、当該有価証券等に係る利子、配当、譲渡益その他の所得に対し、わが国において法人税（外国法人の場合）が課税される可能性がある。

このため、海外投資家による自動発注サーバを通じた有価証券等の売買が制約されている状況である。

そこで要望では、自動発注サーバを恒久的施設に含まれないものとするを求めている。外国の取引所に対する競争力を高めるため、特に東京証券取引所から強く要望されていた。

要望では、海外投資家による自動発注サーバを通じた有価証券等の売買を増加させることにより、市場の流動性の拡大や金融・IT 関連サービスの拡大を図ることができるとされている。

8. 投資信託等に係る税制措置

(1) 投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の判定式の見直し

投資法人の導管性要件の一つに、配当可能利益の 90% 超を配当する必要があるという要件（利益の 90% 超配当要件）がある。

一方、不動産の買換え・建て替えを促し、不動産の流動化・有効活用を促進する等の目的から、法人全般（投資法人も含まれる）について、一定の要件を満たす不動産の買換え等に関し、売却した不動産の譲渡益を繰り延べる特例等（買換特例等）が認められている。

しかし、投資法人については、上記利益の 90%超配当要件を満たすために、上記買換特例等により課税繰延が認められる譲渡益も配当する必要がある場合があり、当該買換特例等の政策効果が減殺されている状況にあるとされる。

そのため、買換特例等により課税繰延が認められる譲渡益については、利益の 90%超配当要件の判定において配当可能利益から控除し、内部留保を可能とする必要がある。

そこで、要望では国土交通省と共同で、投資法人が買換特例等を適用した場合について、導管性要件（支払配当を損金算入するための要件）である利益の 90%超配当要件の見直しを行うことを求めている。

（２）投資信託・投資法人法制の見直しに係る所要の措置

ア．海外不動産関係

現行規定では、投資法人による海外不動産の取得は法令上禁止されていないものの、実際の取得に際しては、物件リスクの限定や不動産への直接投資規制が存在する国（例えば、中国、インド）の不動産取得を可能とするため、不動産保有 SPC を当該国に設立する必要性が高い。

しかし、投資対象会社支配を防ぐ観点から投資法人による投資対象会社の過半の議決権保有が禁止されている（投資信託・投資法人法制）。さらに、税制上の導管性要件にも類似の規制が存在するため、事実上、投資法人による海外不動産の取得が困難となっている。

そこで、要望では国土交通省と共同で、海外不動産の取得を目的とした現地 SPC の株式または出資を取得する場合については、投資法人に対する当該株式または出資に係る 50%以上保有規制を撤廃することを求めている。

イ．ETF 関係

要望では、ETF の設定・交換に当たって、ETF が連動する指数の構成銘柄のうち、権利落ちが発生する銘柄等について当該銘柄の価額に相当する金銭を用いた設定・交換（現物と金銭の混合設定・交換）を容認するとともに、支払者の源泉徴収義務を免除することを求めている。また、ETF が重大な約款変更を行った際に、受託者が反対受益者から買い取った受益権について、受託者が一部解約を請求できるようにすることも求めている。

（３）投資法人、投資信託及び特定目的会社に係る登録免許税の特例措置の延長

要望では、不動産の証券化を推進し、不動産証券化市場を拡大するためには投資法人、投資

信託及び特定目的会社（以下、Jリート・SPC）が不動産を取得しやすい環境を整備する必要があり、このため、Jリート・SPCに係る登録免許税の特例措置を延長することが必要であるとしている。具体的には、Jリート・SPCが取得する不動産に係る登録免許税の特例税率について、その適用期限を2年間（2015年3月31日まで）延長することを要望している。

9. 中小企業の企業再生支援

（1）企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充

現行では、金融機関等から債権放棄を受ける再生企業が、債務免除益に対する課税を回避する「企業再生税制（評価損の損金算入、期限切れ欠損金の優先控除）」の適用を受けるためには、2以上の金融機関による債権放棄が行われていること等の要件を満たす必要がある。

このため、例えば、金融機関から債権を取得した再生ファンド等が債権放棄を行う場合など、合理的な再生計画²に基づく債権放棄であっても同措置の適用が受けられないケースも存在する。

そこで要望では、企業再生において、再生ファンド等による債権放棄であっても、一定の合理的な再生計画に基づくものについては、企業再生税制の適用が認められるよう見直しを求めている。

また、現状では、企業再生税制が適用される場合であっても、評価損の金額が小額（1,000万円未満（有利子負債10億円未満の企業は100万円未満））の資産については、評価損の損金算入が認められていない。これを要望では、資産評価が行われている場合には、評価損の計上（損金算入）を認めることを求めている。

（2）合理的な再生計画に基づく経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置

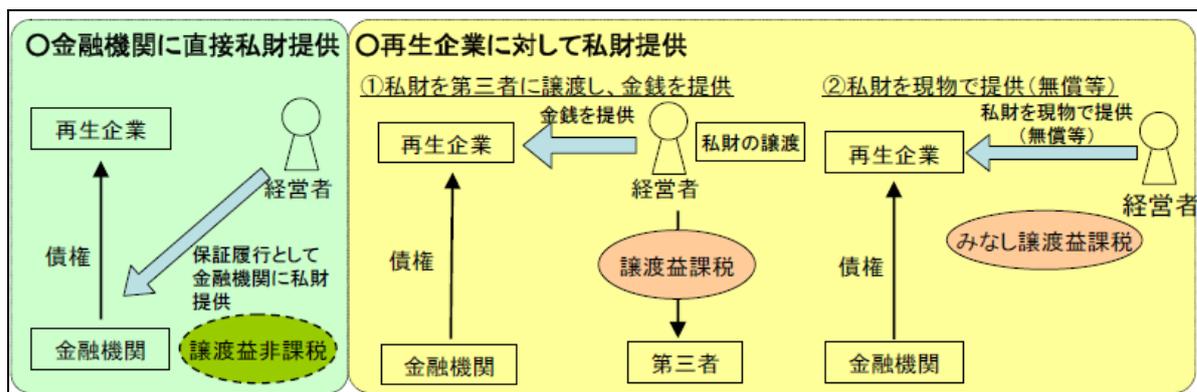
現行では、経営者が保証債務の履行として金融機関に対して直接行う私財提供（図表2緑色部分）については、譲渡益が非課税となる。

これに対して、経営者が合理的な再生計画に基づき、金融機関ではなく、再生企業に対して私財提供を行った場合（図表2黄色部分）には、譲渡益が課税（無償等で再生企業に提供した場合でも、みなし譲渡益が課税）される扱いとなっている。

そこで、要望では再生企業の保証人となっている経営者が合理的な再生計画に基づき、再生企業に対して私財提供を行った場合の資産譲渡についても、金融機関に対して私財を提供する場合と同様に、譲渡益を非課税とすることを求めている。

²一般に公表された債務処理を行うための手続きについての（中小企業再生支援協議会等の）準則に則り作成された計画

図表2 経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置



(出所) 金融庁、平成 25 年度税制改正要望項目

10. 死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ

現行制度では、500 万円に法定相続人の人数をかけた金額を死亡保険金の相続税非課税限度額としている。

要望では、この死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額に、「配偶者 500 万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500 万円」を加算することを要望している。

11. その他の要望事項

金融庁は、上記項目以外に以下の項目を要望している。

- ・火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実
- ・個別評価金銭債権に係る貸倒引当金制度の見直し（電子債権記録機関の取引停止処分に係る改正を含む）
- ・租税条約に関する届出書に係る手続きの簡素化
- ・保険会社に係る収入金額による外形標準課税方式の維持
- ・金融商品取引所の「取引参加者」の範囲の見直しに伴う所要の措置
- ・課徴金制度改正を受けた課徴金の現行損金不算入規定の維持
- ・東日本大震災事業者再生支援機構・産業復興機構主導の事業再生に対する企業再生税制の適用（復興庁及び経済産業省要望に合わせて共同要望）
- ・特別障害者扶養信託に係る税制措置の拡充（厚生労働省要望に合わせて共同要望）
- ・不動産特定共同事業法に基づく特例事業者に係る登録免許税及び不動産取得税の軽減措置の導入（国土交通省要望に合わせて共同要望）